

2005年6月30日

金融庁第一部会「中間整理」(議論のたたき台)(2)に対する意見

日本労働組合総連合会
総合政策局長 木村裕士

13～25条についての意見を求められておりますが、これまで発言した内容、改めて気づいた点も含めさせていただきます。

【4条 1. 下から10行目】

「縦割りの業法が金融イノベーションを阻害することのないような法律を目指すことが必要である。」との表現であるが、縦割りの業法が金融イノベーションを阻害した事例があるのかどうか、そういう縦割りの隙間をねらって様々な投資商品が出てきたことによってむしろイノベーションが進んだ事例はないのか。

金融改革プログラムとの整合性も踏まえると、「利用者保護を前提に、活力ある金融市場を構築すべく、現在の縦割りの業法を見直し、幅広い金融商品を対象とした法制をめざすことが必要である。」としたらどうか。

【7条 1. 上から3行目】

「銀行法や保険業法についても、販売・勧誘等に関するルールなどについて投資サービス法と一元化することについて検討を行うべき」としている。その方向は賛成するところであるが、銀行や保険における販売実績や顧客のニーズを分野ごとに十分検討すべきである。リスク性、投資性の低いあるいはない商品サービスに、投資サービスにおける販売勧誘などの規制が、単純に銀行や保険分野に適用されるのではなく、きめ細かな対応を行っていくべきである。また、その際、利用者の利便性を損なわないようにすることとともに、職場の実態も踏まえた議論を行っていただきたい。

【14条 4.(3)「プロ・アマの区分」】

利用者保護の観点から、投資商品にプロ・アマ別に規制を設けることについて反対はしない。しかし、いろんな金融商品のワンストップ化が進む中においては、あまりに複雑な行為規制は、効率性、活力に影響を及ぼさないのか、かえって利用者の混乱を招きかねないのではないかという懸念がある。

【21条 2.(1)市場行政体制の強化】

日本の市場行政体制が米国などと比較して「見劣りする」という表現は、現行の体制の下での少ない行政資源を有効に活用し、それなりに機能しているという前提を置かないと、数だけ増やせばいいということになる。22条の「3.市場監視機能の強化」、および23条の「4.自主規制機関の機能強化」との関係がわかるような記載はできないか。

人員規模により日本は小さいという比較論がされているが、公務員数削減の議論の折、

大幅に増員されることは困難ではないか。とすれば、市場監視機能を強化し、行政は自主規制機関などに対するチェックを中心として、網羅できない新しい業態や商品サービスには機動的に行政が出動するような工夫がみえる提案にしたらどうか。

いずれにしても、行政と自主規制団体の役割分担や権限のあり方などを含め、規制システムの全体像として検討を進めるべきである。

20 第の 2 .(1) の下から 4 行目の「大幅な体制強化が必要である」というのは、確かに必要ではあるが、役割分担を明確にしていない段階での記述としては、若干拙速に感じる。または、実現可能性の展望が背後にあるということによって記述されていることなのか。

【 2 4 第 5 . 投資サービス業者のコンプライアンス強化】

投資サービス業者に対するものとしては、基本的に賛成するものである。ただし、保険業のように財務の健全性が事業運営の前提になるようなものがあるとすれば、安易な登録にすると健全性の維持が逆に不安になるのではないか。利用者の保護の観点に立てば、登録制にして参入障壁を低くすることと、実効性のある監督指導はセットで考えられるべきである。登録後のチェックについても十分な検討が必要ではないか。

労働組合の立場としては、過度に従業員に責任を負わせることがないよう、業者側の管理体制に対する監督指導に重点を置くべきと考える。従業員に責任をおしつけて、企業が逃げるということが往々にしてあるため。

【 2 5 第 6 . その他】

金融経済教育については、学校教育の部分に、特に意を払っていただきたい。教育関係者の中には、依然として金融教育というと、汗水垂らして働かず、楽しんであぶく銭を儲けるのは悪いことだといったような感覚も現場サイドにはあり、導入をしづる例もあると聞いている。消費者保護という観点を強調して、きちんと学校教育でも行われるよう、取り組んでいただきたい。

以 上